

本入ニ儲蓄積リテ聯合ニ總對シ來キルコトイテハ其一二回關聯シ
 ヲ答テハ却ハ聯合ノ旨ニ對テ警告ニ由テ個人ナルヲ却ハ令對其
 室ニ以ツテ別業ニ歸服ス由ニテ其一二回ニ聯合イニテ入
 本籍ハ決ツヨシニ其冊ノ官制式志ニ對シテ會黨中ノ組織ヲ
 實行式志

シムル事ヲ參々テハ
 漸シハ次第ニヨクテ聯合ヲ令ウシ以テ罷業ノ廢止ヲ漸進シ
 且紳中小工業及印刷工業ニ對シテ一應諸業ノ進行ニ對シテ
 豊山

其更ニ各縣ニ關スル事
 一且ニハ聯合會ヲ置テヘ端ニ對シテ各々ヨクイ
 實行式志
 テアハ其ハハ利ハ歸服ニ對シテナクシテナクテト
 率マテマニイ定ト餘種ノイニ對シテ其者ヲ轉々モ答嗣スルハ

財團法人協同會大阪支所

ナイ様ニスル又其者ノ名ヲ本部及支部ニ登録シ以テ組合ニ絶
 對入レサルコト

規 約 (昭和二年三月改正)

第一章 總 則

- 第一條 本組合ヲ大阪印刷出版労働組合ト稱ス
- 第二條 本組合ハ大阪ニ於ケル印刷産業ニ従事スル労働者ヲ以テ組織ス
- 第三條 本組合ハ本部ヲ大阪市内ニ置ク
- 第四條 本組合ハ日本労働總同盟ニ加盟ス
- 第二章 目的及事業
- 第五條 本組合ハ日本労働總同盟ノ主義主張ノ實現ヲ計ルヲ以テ目的トス
- 第六條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
 教育、共済、労働爭議ノ解決、法律顧問